

コミュニティスペースDOMA利用要項（2023.4改訂）

特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター

第一条 趣旨

この要項は、もりおか町家物語館（以下「物語館」と略する）母屋1階のカフェコーナー（旧カフェDOMA）が大正蔵へ移転したことに伴い、その跡地を、これまで旧カフェDOMAを会場として実施していた諸事業を行うスペースとするほか、多様な市民が交流できるコミュニティスペースとして活用できるよう必要な事項を定めるものです。

第二条 名称

旧カフェDOMA跡地の名称を「コミュニティスペースDOMA」（以下「DOMA」と略する）と称します。

第三条 活用にかかる基本方針

DOMAは、これまで小規模の会合やミニ美術展に親しまれてきた経緯があり、可能な限り過去の活用事例を継承するとともに、より積極的に地域づくりや文化芸術及び観光、生涯学習や社会包摂の推進に寄与できる「コミュニティスペース」としての活用を図ります。

運営については「市民協働」の原則のもと、共催団体等が自ら運営主体として実施できることを原則とします。

第四条 利用可能な事業等

DOMAを活用できるのは、次に定める要件を満たすものとします。

- （1）指定管理者「特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター」（以下「IASC」という）の主催・共催・提携のいずれかの事業での利用を原則とします。
- （2）美術展利用は、「共催または提携」企画とし、事前に企画書または作品写真等を提出していただき、展示・販売に相応しいと判断されたものとします。但し、展示中の保守責任は法人が負わないこと、監視員はつかないこと、月例の催し物案内以外のチラシ等は法人で制作しないことを条件とし、別途、「コミュニティスペースDOMA 作品展示・販売要綱」により運営活用されます。なお、美術展示利用は開催日半年前以降に利用提案を受けることとします。
- （3）法人の役員・会員が提案する企画は、総括責任者（理事長）が承認する企画を法人主催事業として実施し、基本的に提案者自らがプロデュースし、館職員はその実施を支援（申し込み受付やHP等の掲載等）します。但し、公共性の高い事業（文化

庁や自治体からの支援・助成事業等）は、館が主体あるいは一定以上の役割をもって館企画事業と同様の扱いで実施します。

第五条 施設利用の運営指針

運営指針は、下記のとおりとします。但し、運営上検討すべき事項が出てきた場合、随時運営指針の見直しを行うこととします。

(1) 美術展示とフロア活用

美術展示は、原則、主催事業等のフロア利用を妨げることは出来ません。

主催者（展示実施者）と I A S C との協議をもって決定することとします。

(2) 音響機材や太鼓等の大音量のイベント利用制限

音響拡声装置や出力の楽器等を使った大音量のイベントは、他への干渉の恐れがあるため、原則、実施不可とします。

(3) 飲食の利用とごみ処理

飲食の利用は可能としますが、ごみ等は原則持ち帰りとします。大正蔵カフェからのデリバリーにおけるごみは、大正蔵内の廃棄場所に廃棄していただきます。

第六条 広報

物語館の月例通信、HPでの告知をします。

共催及び提携企画の個別のチラシは、共催・提携団体自らが作成しますが、HPやSNSの発信は物語館でも行います。

第七条 申し込み方法

予約申込書に必要事項を記載のうえ、物語館窓口へご持参ください。メール・電話でのお申し込みも承ります。

第八条 その他

上記に規定されていないものは、I A S C が別に定めるものとします。